

令和5年第28回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年8月9日(水)			午前10時00分から 午前10時50分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案39号	公職選挙法等改正要望事項の提出について		決定
	報告28-1	9月の日程について		了承
委員長	これから令和5年第28回の定例会を開会いたします。			
	<公職選挙法等改正要望事項の提出について>			
委員長	議案第39号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第39号をご覧ください。</p> <p>前々回の選挙管理委員会定例会において協議事項として取り上げ、前回の選挙管理委員会定例会において聴覚障害者団体からの要望を基に公職選挙法改正要望事項回答書案の作成を事務局が行うことになっておりました。</p> <p>8月4日付けで、聴覚障害者団体から公職選挙法改正の要望書を受け付け、それを基に公職選挙法改正要望事項回答書案を作成いたしました。</p> <p>まず、聴覚障害者団体から提出された要望書についてです。「聴覚障害者の参政権の確保のための公職選挙法改正について(要望)」をご覧ください。最終頁に記載されている杉並区聴覚障害者関係5団体から成る参政権保障委員会が要望書の提出者となっております。</p> <p>「1.杉並区聴覚障害者関係5団体で、聴覚障害者の参政権保障委員会の発足の経緯」をご覧ください。</p> <p>令和5年4月に杉並区手話言語条例が施行され、同条例施行後に初めて実施された杉並区議会議員選挙においては、多くの立候補者から手話や要約筆記による情報伝達が増えるものと期待しておりました。しかし、期待に反し立候補者からの手話や要約筆記による情報提供は少なく、聴覚障害者の参政権・情報保障の観点からは、不十分な状態でした。このような状態を改善するために、本要望書が提出されました。</p> <p>参政権保障委員会の要望は4点あります。この4点の要望を基に公職選挙法改正要望事項回答書案を4枚作成しております。公職選挙法改正要望事項回答書案をご覧ください。</p> <p>1枚目は、手話通訳者及び要約筆記者を「選挙運動に従事する者」ではなく「労務者」への見直しについてです。</p> <p>公職選挙法第197条の2第2項より、手話通訳者及び要約筆記者は「選挙運動に従事する者」となっております。これを「労務者」として取り扱われるよ</p>			

	<p>う法改正を要望します。</p> <p>要望理由は、手話通訳者及び要約筆記者は、候補者等の演説者の話した内容を手話等に変換して伝達しているに過ぎず、手話通訳者及び要約筆記者自身の意思が反映されることは全くないため、労務を提供しているに過ぎないからです。また、手話通訳者及び要約筆記者が、特定の候補者の選挙運動員として取り扱われることを危惧し、手話通訳や要約筆記を受託しないことも想定されるため、聴覚障害者の情報アクセスの機会を保障するためにも本要望が必要と考えます。</p> <p>2 枚目は、手話通訳者及び要約筆記者を公費負担の対象とすることについてです。</p> <p>公職選挙法では現状、手話通訳者及び要約筆記者は公費負担の対象ではありませんので、公費負担の対象となるよう法改正を要望します。</p> <p>要望理由は、立候補者が手話通訳者及び要約筆記者を活用しやすくするためです。</p> <p>3 枚目は、街頭演説の場における手話や文字情報の投影等についてです。</p> <p>公職選挙法第 143 条第 1 項より、選挙運動のために使用できる文書図画は制限されており、街頭演説の場においてスクリーン等を使用することはできません。街頭演説の場において、手話の映像や街頭演説の内容を文字情報化してスクリーン等に映し出せるよう法改正を要望します。</p> <p>要望理由は、聴覚障害者に聞こえる者と同水準の情報提供を保障し、参政権を行使しやすくする環境整備を行うためです。街頭演説の場で、候補者等演説者との間に人や柱等の遮蔽物や距離があると、聴覚障害者は演説者の口元が見えづらく口の動きから発言を読み取れません。現在、公職選挙法で禁止されているスクリーン等を利用して、手話の映像や話している内容を文字化できれば、聴覚障害者も街頭演説から候補者等の情報を入手することができます。</p> <p>4 枚目は、手話通訳者及び要約筆記者を要する際の拡声機の取扱いについてです。</p> <p>公職選挙法第 141 条第 1 項第 1 号より、拡声機は「一そろい」の使用のみが認められているため、一そろいのほかに別に拡声機を使用することができません。街頭演説の場において、手話通訳者及び要約筆記者に演説者の声を届ける拡声機を法定の一そろいのほかに別に使用できるよう法改正を要望します。</p> <p>要望理由は、手話通訳者及び要約筆記者が確実に候補者等演説者の声を聞き取り、正しい情報を正確に伝えるためです。街頭演説の場では拡声機は聴衆に向けられています。しかし、街頭演説の場には様々な生活音や風などが存在し、その時の状況によって候補者等演説者の声が、手話通訳者及び要約筆記者に聞こえにくいことがあります。せっかく聴覚障害者に配慮された演説会であっても、手話通訳者及び要約筆記者が正確に通訳できなければ意味を成しません。</p> <p>本日、本議案で採択されるものがあれば、その改正案を杉並区選挙管理委員会の公職選挙法改正要望事項回答書として全国市区選挙管理委員会連合会東京支部へ提出いたします。</p> <p>議案第 39 号については以上のご説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p>
小井委員	<p>2 点質問があります。</p> <p>1 点目は、東京都では聴覚障害者に対する参政権保障に対して、どのような動きがあるのでしょうか。</p> <p>2 点目は、街頭演説の場において、例外的に聴覚障害者のみを対象に手話や文</p>

	<p>字情報の投影等を行うのでしょうか。つまり、私は聴覚障害者ですという申出があったときに手話や文字情報の投影を限定的に行うのですか。それとも街頭演説の際には常時、手話や文字情報の投影を行うことを可能にするのですか。</p>
局長	<p>まず、1点目の質問について、東京都議会において都議会議員から障害者の参政権行使に対する環境整備に関する質問が出ております。環境整備の一つとして、コミュニケーションボードの活用依頼等があります。</p>
選挙法規担当係長	<p>今年1月16日に東京都選挙管理委員会と東京都聴覚障害者の参政権保障委員会で懇談会が開催されております。 そこでは、コミュニケーションボード設置の周知徹底の要望や投票所における手話通訳者の配置事例の報告等が行われているようです。</p>
小井委員	<p>東京都聴覚障害者の参政権保障委員会は、東京都選挙管理委員会に対して、要望書を出しているのでしょうか。</p>
選挙法規担当係長	<p>要望書を出しているかどうかはわかりませんが、懇談会は毎年同時期に行われているようです。</p>
局長	<p>次に、2点目の質問について、街頭演説では不特定多数の有権者が演説を聴いていますので、聴覚障害者の方も聴いているという前提で、街頭演説の際には常時、手話や文字情報の投影等を行えるようにするということです。</p>
小井委員	<p>街頭演説の際には常時、手話や文字情報の投影等を行えるようにするということは、聴覚障害者の情報保障に限定されるものではなく、すべての有権者が対象となるため、公職選挙法第143条第1項で文書図画の掲示に一定の制限をしている趣旨からも本要望が採用されるかどうかの検討がされるのでしょうか。</p>
次長	<p>現状、聴覚障害者の皆様は、「UDトーク」というコミュニケーション支援アプリを使用して、相手の言葉を文字化しているそうです。聴覚障害者本人がこのアプリを立ち上げて、自分から街頭演説の場で候補者等演説者の演説内容を手に入れることはできます。しかし、現行法上、候補者側から聴覚障害者に向けてUDトークをスクリーンに投影する等の発信はできませんので、街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について要望したいと考えております。</p>
委員長	<p>わかりました。他に何かご質問等はありませんか。 現在の公職選挙法では、選挙運動員に対する公費負担はあるのですか。</p>
選挙法規担当係長	<p>現在の公職選挙法上、選挙運動員に対して公費負担はしておりません。 選挙管理委員会に届出をした事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者に対しては候補者から報酬を支払うことができる規定になっております。自動車の運転手については選挙管理委員会から公費負担しております。</p>
委員長	<p>自動車の運転手は、労務者ですか。</p>
選挙法規担当係長	<p>有権者に働きかけを行わない限りは、労務者です。</p>
委員長	<p>「選挙運動に従事する者から労務者への見直しについて」と「公費負担の対象とすることについて」の要望は、自動車の運転手と同じような位置づけにするということですね。 また、「街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について」の要望は、聴覚障害を持つ有権者に対する環境整備で、「手話通訳者及び要約筆者を要する際の拡声機の取扱いについて」の要望は、手話通訳者及び要約筆者に対する環境整備という理解でよろしいですね。</p>
局長	<p>その通りです。</p>

委員長	手話や文字情報の投影にスクリーン等が使用できるようになると、要望趣旨とは違う目的のためにもスクリーン等が使用できてしまうということがあるのでしょうか。
局長	公職選挙法を改正する際に、使用目的に制限をかけるような条文の作りにすればよいと考えます。
委員長	今回要望書を提出した聴覚障害者団体と事務局は、普段から交流があるのですか。
次長	令和4年執行の杉並区長選挙の後から交流が始まりました。杉並区手話言語条例が施行されることに伴い、選挙運動において立候補者の手話通訳を行う機会の増加が予想されることから、聴覚障害者団体より選挙運動期間中に手話通訳をする上での注意点等についての問い合わせがあり、何度か情報共有を行いました。 また、令和5年執行の杉並区議会議員選挙の後には、聴覚障害者団体からの要望により杉並区議会議員選挙に関する報告会を行いました。
委員長	ありがとうございました。 では、杉並区選挙管理委員会としてはこの内容で公職選挙法改正要望事項回答書をまとめて、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部へ提出するというところでよろしいでしょうか。
局長	ちなみに、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部へ提出した後は、東京支部として要望があったものの中からどれを要望するか取捨選択します。その後、全国市区選挙管理委員会連合会で、さらに取捨選択されるため、公職選挙法改正要望事項として採用されるためには、越えなければならない壁がいくつもあるということを申し伝えておきます。
委員長	それでは、議案第39号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	今月末が提出期限となっておりますので、よろしく申し上げます。
	<9月の日程について>
委員長	次に、報告事項28-1をお願いします。
局長	報告事項28-1は9月の日程です。 選挙管理委員会定例会は、9月1日の金曜日に10時から、9月13日の水曜日に9時から、9月19日の火曜日に10時から、9月27日の水曜日に10時から開催する予定です。 また、9月1日は選挙管理委員会定例会終了後に11時から第2回明るい選挙推進協議会を開催します。 9月19日は選挙管理委員会定例会終了後に11時からポスターコンクールの2次審査を行います。 なお、9月11日から第3回区議会定例会が開催される予定となっております。 以上、報告事項28-1の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
松島委員	9月19日にポスターコンクールの2次審査とありますが、1次審査は誰が行っているのですか。

主 査	<p>明るい選挙推進委員の中で運営委員という役割を担っている方々が1次審査を行います。1次審査では、入選候補作品や努力賞を選んでいただきます。2次審査では、入選候補作品の中から委員長賞等のいわゆる5賞を選んでいただきます。</p>
委員長	<p>今年のポスターコンクール表彰式の日程は、昨年と比べて早まっていますが、審査の日程に影響はありませんか。</p>
主 査	<p>特に影響はありません。 日程は、杉並区選挙管理委員会への学校などからの提出期限が9月8日までです。そして、9月19日に杉並区選挙管理委員会の審査が終了し、その後、9月21日までに東京都選挙管理委員会に入選作品を持ち込みます。</p>
委員長	<p>それでは、報告28-1についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><その他></p>
委員長	<p>本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。</p>
局 長	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。</p>
局 長	<p>次回の第29回の定例会は、9月1日の金曜日に行います。内容は、選挙人名簿の定時登録についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、9月1日以降の日程を確認。)</p>
委員長	<p>その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。</p>